

1 事業推進の背景

(1) 自殺対策基本法の施行・改正

国内の自殺者数は、平成10年に急増し、3万人を超える状態が続きました。このため、国は、平成18年に自殺対策を総合的に推進するため「自殺対策基本法」を施行し、平成19年に政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定しました。

さらに、平成28年4月に「自殺対策基本法」の一部を改正し、県及び市町村に自殺対策の計画策定と対策実施を義務づけました。また、国内の令和8年の自殺死亡率を13.0以下とする目標を掲げました。(参考値：平成26年自殺死亡率 19.5)

2 あま市における自殺の現状

(1) あま市の自殺者数

あま市の平成27年から平成31年の年間平均自殺者数は12.6人で、人口10万人対で算出した自殺死亡率は14.2となっています。この死亡率は、国より低い水準で、平成27年から29年にかけて増加傾向にありましたが、平成30年以降は減少しました。

(2) あま市自殺者の特徴

あま市の自殺者の特徴は、性・年代別で見ると、60歳以上の男・女性（無職者）、20歳から39歳の男性（有・無職者）、20歳から39歳女性（無職者）が多い状況となっています。また、原因別で見ると、①健康問題 ②家庭問題 ③経済・生活問題が多くなっています。

3 あま市自殺対策計画

(1) 策定経過

国の動きを受け、市では平成29年8月から関係機関・団体代表者等で構成された「自殺対策計画策定委員会」及び庁内関係課担当者で構成された「自殺対策計画策定作業部会」で協議・検討を重ね、平成30年3月にあま市自殺対策計画を策定しました。

【計画期間】：平成30年度から令和9年度（令和4年度において中間見直し）
 【全体目標】：(年間自殺者数) 12.8人「現状」 → 10.0人以下「H30～R9 平均」
 (年間自殺死亡率) 14.6 「現状」 → 11.7以下 「H30～R9 平均」

4 今後取組むべき自殺対策の重点ポイント ※裏面1「国が示す自殺対策の重点施策」

次の事業・取組等は、国が示す自殺総合対策大綱に記載があり、国が強く要請しているものです。これらの事業・取組については、「あま市自殺対策計画」にも実施事業・取組として記載し、数値目標を掲げているため、今後5年間で重点的に取り組む必要があります。

(1) 関係機関等との連携・ネットワークの強化

- 自殺対策ネットワーク会議の設置
- 自殺対策推進本部の設置

(2) 人材育成

- 職員の資質向上
- ゲートキーパー養成講座の受講者数増加

(3) 市民への普及啓発

- 自殺に関する正しい知識の普及啓発
- うつ病・アルコール依存症等自殺と関連の深い精神疾患への正しい知識の普及啓発

(4) ハイリスク者に対するアプローチ・支援

- 庁内相談窓口の充実・相談場所の周知
- 精神疾患・うつ病・アルコール依存症等に関する相談窓口の充実
- 高齢者のこころの健康づくりの推進
- 市内精神科医療機関等との連携

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- 市内全学校でのSOSの出し方に関する教育（授業等）の実施

5 計画推進に向けての課題

(1) 連携・ネットワークの強化

計画に掲げる事業・取組は約140あり、その分野は保健・医療・福祉・教育・労働など幅広く、また市が単独でできる事業・取組ばかりではありません。そのため、計画推進にあたっては、市民・地域、関係機関・団体等と連携・協働するとともに、庁内では関係部局間の有機的・緊密な連携を図り、全庁的に取り組むことが必要となります。

(2) 自殺や自殺関連事象に対する正しい理解 ※裏面2「自殺の危機要因イメージ」

自殺の要因は健康問題が最も多く、直接的な要因として「うつ状態」が多いといわれています。しかし、「うつ状態」になるまでには「子育ての不安」「介護疲れ」「多重債務」「事業不振」「ひきこもり」などの社会的要因・問題が潜在し、連鎖しています。そのため、対策を推進するためには、職員等がこのような自殺や自殺関連事象に対する正しい理解を深めることが必要となります。

6 推進体制 ※裏面3「自殺対策推進体制図」、裏面4「今後のスケジュール及び作業」

自殺対策の推進にあたり、地域・庁内の体制を整備するため、次の組織を設置します。

○あま市自殺対策ネットワーク会議 ※年1回を予定

市民等と連携・協働し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、行政、関係機関・団体等で構成する「あま市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、自殺対策のための連携強化及び情報交換等を行います。

○あま市自殺対策推進本部 ※年1回を予定

市の自殺対策計画の進捗管理及び施策の調整等を行うため、庁内の関係部局等が横断的に参画する「あま市自殺対策推進本部」を設置し、計画の策定・進捗管理をするとともに、関連施策との有機的な連携を図り、総合的かつ効果的に自殺対策に取り組みます。

1 国が示す自殺対策の重点施策

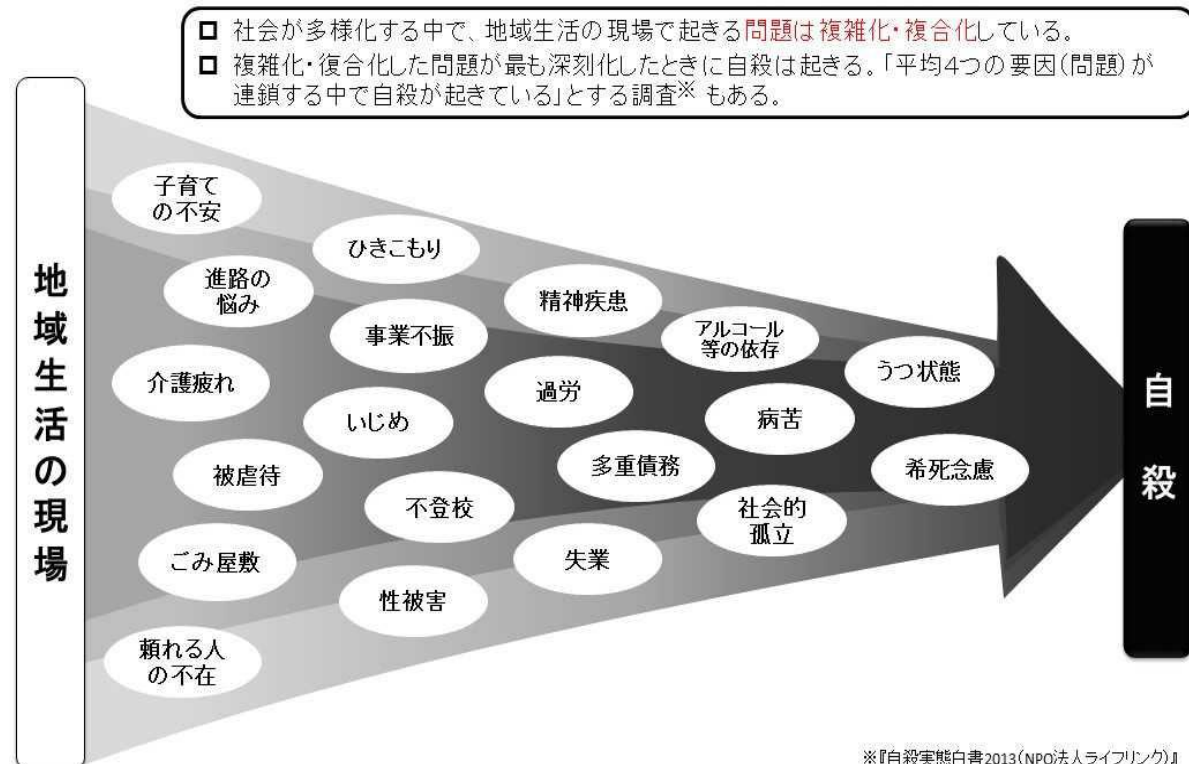
自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

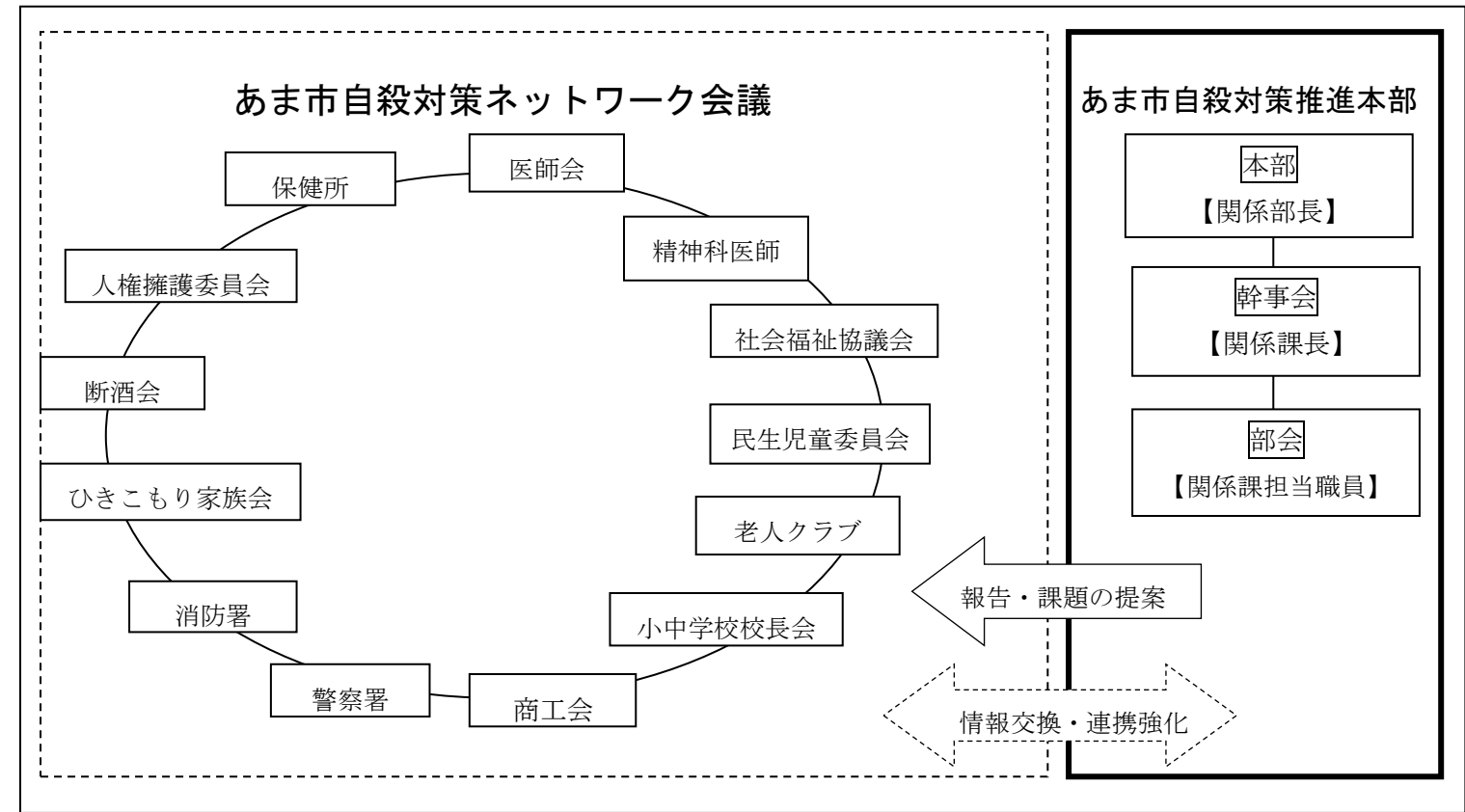
※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 地域自殺対策推進センターへの支援 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 児童生徒の自殺対策に関する教育の実施 (SOSの出し方に関する教育の推進) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺の実態や自殺対策の実施状況に関する調査研究・検証・成果活用 (革新的自殺研究推進プログラム) 先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 子ども・若者の自殺調査 死因究明制度との連携 オンライン施設等の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療等に関する専門家などを養成する大学や専門学校等と連携した自殺対策教育の推進 自殺対策の連携調整を担う人材の養成 かかりつけ医の資質向上 教職員に対する普及啓発 地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ゲートキーパーの養成 家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 地域における心の健康づくり推進体制の整備 学校における心の健康づくり推進体制の整備 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT（インターネットやSNS等）の活用 ひきこもり、児童虐待、性的暴力被害、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 妊産婦への支援の充実 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 居場所づくりとの連携による支援 家族等の身近な支援者に対する支援 学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺族の自助グループ等の運営支援 学校、職場等での事後対応の促進 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間団体の人材育成に対する支援 地域における連携体制の確立 民間団体の相談事業に対する支援 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめを苦にした子どもの自殺の予防 学生・生徒への支援充実 SOSの出し方に関する教育の推進 子どもへの支援の充実 若者への支援の充実 若者の特性に応じた支援の充実 知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 長時間労働の是正 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ハラスメント防止対策

2 自殺の危機要因イメージ図



3 自殺対策推進体制図



会議名	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
あま市自殺対策ネットワーク会議				○										○
あま市自殺対策推進本部 (本部・幹事会)		○										○		
部会													○	

※部会は必要に応じて関係課で随時開催

4 今後のスケジュール及び作業(令和2年度～令和3年度)

- あま市自殺対策推進本部 (本部・幹事会)
 - 部会が作成した進捗管理表や実務的資料等の確認、部会において検討された自殺対策に関する各施策の調整及び推進等を行う。また、これらの内容を「自殺対策ネットワーク会議」へ報告、課題の提案をする。
- 部会
 - 進捗管理表や実務的資料等の作成、自殺対策に関する各施策の実務的な検討を行う。